

中小企業における個人保証等の在り方研究会提出資料

名古屋銀行 執行役員
石井 秀晴

中小企業における個人保証についての取組み状況

- 平成15年頃からリレーションシップバンキングの機能強化に努め、担保・保証に過度に依存しない融資の推進を行っている。
- 平成23年から経営者以外の第三者保証人の取入は原則行っていない。
- 平成17年の個人包括根保証の廃止を受け、経営者本人の個人保証に関しても、保証人の資産・収入を踏まえ、きめ細やかに対応している。
- 中小企業の大多数を占める零細企業については、金融検査マニュアル中小企業編にもあるとおり、経営者の収入状況や資産内容等を総合的に勘案して円滑な資金供給に努めている。
- 経営者本人を保証人とすることは、企業存続に対する経営者の意識付け(モラルハザードの防止)といった観点からも有効である。
- 中小企業に対して無保証人で融資するのは、レアケースに留まっているのが実態である。

現状における問題点 ①

- 事業継続にかかる経営者のインセンティブの低下懸念
 - 安易な倒産の発生が懸念される
- 財務的な数値基準の設定
 - 財務上のメルクマールを設けるのは困難
 - 中小企業の経営は外部の環境に大きく影響を受けるため、現在の財務内容に加え、経営安定性の維持がポイント
- 停止条件付保証契約
 - 合理的なコベンツの設定が難しい
 - コベンツ抵触の有無について、債務者・金融機関双方の手間とモニタリングコストがかかる
 - 中小企業(特に零細企業)の経営者がコベンツを十分に理解できるかがポイント
 - 大企業を対象としたシンジケートローンにおいても、コベンツに抵触したからといって期限の利益を喪失するケースは少なく、コベンツ自体が機能しない可能性がある

現状における問題点 ②

□根保証金額の上限抑制

- 保証人の資産を継続的かつ正確に把握することが困難
- 保証人が負う債務(主債務・保証債務)総額の把握が困難
- 複数の金融機関から借入している場合には、一金融機関が根保証金額の上限を抑制することは意味をなさない
- 保証債務履行にあたり、生活資金まで押さえることは行っていない

□経営者の個人保証に代わる保全策の確保が難しい

- ABL(流動資産担保融資)の活用は、モニタリングコスト等の問題点が多い

解決策の方向性

- 保証債務履行時の緩和措置を講じることが重要
 - 保証債務履行が必要となった場合の保証人の総資産・負債を正確に算出する仕組みづくり(公正な評価・疎明方法)を行う
 - その上で、保証人の生活を守ることのできる範囲の資産を残して保証債務を履行する
 - 但し、保証債務履行前の一定期間内に資産移転したものは、詐害行為として取消権を認めるなど、金融機関側の保護も考慮する必要がある
- 保証債務履行の減免に関する金融機関の課税上の配慮も必要